

件名	愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課 国民健康保険室
根拠法令等	国民健康保険法第68条の3 厚生労働省保険局長通知「国民健康保険広域化等支援基金事業の実施について」(平成14年4月30日付け保発第0430006号)の一部改正について (平成22年5月19日付け保発0519第7号)

**【改正の概要】**

国民健康保険法及び厚生労働省保険局長通知「国民健康保険広域化等支援基金事業の実施について」が一部改正され、これまで国保運営の広域化・財政の安定化に資する市町への貸付・交付事業に充てられてきた当該基金を、県が定める広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用に充てることができるようになったことに伴う規定整備。

**【下記\_\_箇所を追加。なお第5条は各号列記に変更。】**

(設置)

第1条 広域化等支援方針(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。)の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、国民健康保険広域化等支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(処分)

- 第5条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
- (1) 広域化等支援方針を作成するとき。
  - (2) 広域化等支援方針に定める施策を実施するとき。
  - (3) 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けを行うとき。
  - (4) 国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を行うとき。

施行日	公布の日
-----	------

**【その他参考事項】**

**国民健康保険広域化等支援基金事業の概要**

保険料(税)の急激な引き上げを抑制する目的で、主に国民健康保険事業の運営の広域化及び市町国保における財政赤字に際して、市町に対する貸付け等を行う。  
また、今回の改正により広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に必要な費用に充てることができるようになった。

- ・国民健康保険法(改正後)  
(広域化等支援基金)

第68条の3 都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

**厚生労働省保険局長通知「国民健康保険広域化等支援基金事業の実施について」の一部改正の概要**

基金の設置目的、処分要件等に、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に関する規定を追加

平成21年度末基金保有額  
537,560千円